

おもちゃ

食品衛生法で規制されるおもちゃとは「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ」であり、食品、添加物、器具容器包装の規定を準用することと定められています。おもちゃの種類や原材料の違いにより定められている規格検査（重金属、鉛、カドミウム、ヒ素、亜鉛、フタル酸エステル類、過マンガン酸カリウム消費量など）の他、おもちゃの製造基準に定められた着色料の溶出検査が必要になります。

- おもちゃの規格基準